

福岡県地域公共交通職場改善支援補助金に係るQ&A

No.	表題	質問	回答
1	証明書の提出	交付要綱第4条(8)に「～翌年度末までに～採用すること」と記載があるが、採用したことがわかる証明書等は必要なのか。	現段階では証明書等の提出は求めない。今後調査等を行う可能性もあるので、当該補助金の活用で採用したことがわかる書類の保管をお願いしたい。
2	補助上限額	補助上限額である1事業所あたり50万円は営業所ごとなのか、事業者ごとなのか。	営業所単位である。
3	対象経費	タクシー事業者が所有している貸切バスに通信型ドライブレコーダーを導入する場合にも対象になるのか。	当該補助金は一般乗合旅客自動車及び一般乗客旅客自動車の運転手確保を目的としたものであるため、貸切バスへの設備整備は対象外となる。 ※営業所のデスクやパソコン等を新しくしたことにより、事務員の雇用につながったなども対象外。
4	対象経費	人材採用の仲介をした場合にタクシー業者が仲介会社に支払う報酬費は補助の対象になるか。	対象外である。当該補助金はハード整備にかかる費用を想定したものである。
5	対象経費	ドライブレコーダーは通信型でないダメか。	通信型でなくともよいが、本事業の目的である職場環境を改善し、運転手の雇用につなげるという趣旨に沿ったものである必要がある。
6	対象経費	自家用車活用事業で利用する車両への機器の取付費用は対象か。	自家用車車両(いわゆる白ナンバー)への取付けは一切対象外である。
7	対象期間	交付決定前の契約締結でも有効か。	本事業は交付決定の時期にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間が対象となる。 よって、交付決定前の契約締結でも対象期間内であれば有効となる。
8	対象経費	対象経費に下限はあるか。	下限はない。ただし、千円未満切り捨てのため補助対象経費が2千円未満の場合は補助額が0円になる。(上限は1事業所あたり50万円)
9	交付決定	交付決定時期はどれくらいになるか。	提出期限(令和6年5月31日)締め切り後、概ね1ヶ月程度を想定している。
10	対象経費	月額費用(機器レンタル代及びサービス利用料)は補助金の対象になるか。	対象外である。当該補助金は月額使用予定などのランニングコストは対象としない。
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			